

令和元年度

八代市議会総務委員会記録

審査・調査案件

- | | |
|---------------------|----|
| 1. 12月定例会付託案件 | 2 |
| 2. 所管事務調査 | 18 |

令和元年12月18日（水曜日）

総務委員会会議録

(令和2年度予算編成方針と中期財政計画について)

令和元年12月18日 水曜日

午前10時00分開議

午後 0時01分開議(実時間115分)

○本日の会議に付した案件

1. 議案第94号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第8号(関係分)
1. 議案第129号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第9号(関係分)
1. 議案第102号・指定管理者の指定について(八代市振興センターいずみ)
1. 議案第109号・熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
1. 議案第115号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正について
1. 議案第116号・八代市一般職の職員の給与に関する条例及び八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
1. 議案第117号・八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
1. 議案第118号・八代市公平委員会が喚問する証人の費用弁償に関する条例等の一部改正について
1. 議案第119号・八代市報酬及び費用弁償条例等の一部改正について
1. 議案第120号・八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
1. 議案第122号・八代市消費生活センター条例の一部改正について
1. 所管事務調査
 - ・行財政の運営に関する諸問題の調査
 - ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長	橋本幸一君
副委員長	金子昌平君
委員	太田広則君
委員	中村和美君
委員	成松由紀夫君
委員	橋本徳一郎君
委員	堀徹男君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員(議)員外出席者

財務部長	佐藤圭太君
財務部次長	尾崎行雄君
財政課長	田中智樹君
財政課長補佐	吉永千寿君
資産経営課長	鋤田敦信君
総務企画部	
泉支所地域振興課長	中村道久君
市長公室	
人事課長	濱田浩介君
市民環境部	
理事兼市民活動政策課長	遠山光徳君

○記録担当書記 上野洋平君

(午前10時00分 開会)

○委員長(橋本幸一君) 皆さん、おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり) 定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第94号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分）

○委員長（橋本幸一君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

まず、議案第94号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

○財務部長（佐藤圭太君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部の佐藤でございます。本日もよろしく願ひいたします。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

総務委員会に付託されました議案につきまして、総務委員会審査案件に従って、担当者も交代しながら説明させていただきますが、まず、予算案件の議案第94号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第8号の歳入並びに歳出の議会費及び総務費については、尾崎財務部次長が説明いたします。次に、議案第129号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第9号の歳入について、同じく尾崎財務部次長が説明いたします。そのほか、事件議案及び条例議案につきましては、関係課長が説明いたしますので、よろしく願ひいたします。

○財務部次長（尾崎行雄君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部の尾崎でございます。よろしく願ひいたします。（「お世話になります」と呼ぶ者あり）それでは、着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） どうぞ。

○財務部次長（尾崎行雄君） それでは、別冊となっております、議案第94号・令和元年度八代市一般会計補正予算書・第8号をお願いいたします。

総務委員会付託分につきまして、説明いたします。

1 ページをお願いします。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、第1条で歳入歳出それぞれ7644万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ653億3470万円といたしております。

第2条では繰越明許費を、第3条では債務負担行為の補正を、第4条では地方債の補正をお願いしておりますが、内容は5ページから10ページにかけて記載しております表で説明いたします。

それでは、5ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費としまして、まず、款5・農林水産業費、項1・農業費の市内一円土地改良整備事業では1337万5000円の限度額設定を行っております。これは、来年度予定しておりました八代平野北部土地改良区が行います球磨川右岸の用水路改修工事に伴う実施設計一式及び郡築大礮排水機場の非常用発電機整備について、本年度に前倒して事業採択されましたので、本市の負担分について、今回の補正予算をお願いしておりますが、年度内の完了が見込めませんので、繰り越すものでございます。

次の款6、項1・商工費のプレミアム付商品券事業、1億7438万円の限度額設定は、商品券の使用期限を令和2年3月31日までとしているため、使用済み商品券の換金業務が翌年度になりますので、年度内の完了が見込めず繰り越すものでございます。

次に、款7・土木費、項2・道路橋梁費の道路維持事業4400万円の限度額設定は、坂本町の合志野・中鶴線及び市ノ俣線におきまして、遠隔地在住の地権者との施工及び用地関係の協議に不測の日数を要し、年度内完了が困難となりましたことから、繰り越すものでございます。

次の市内一円道路改良事業では、1億5462万円の限度額設定を行っておりますが、これは工事施工に伴う迂回路問題や振動騒音問題等について、地元との調整や警察との協議に不測の日数を要したことなどから、年度内完了が困難となったものでございます。

次に、橋梁長寿命化修繕事業では、1億1900万円の限度額設定を行っておりますが、これは工事施工に伴う迂回路問題について、地元との調整や河川管理者との協議等に不測の日数を要したことなどから、年度内完了が困難となったものでございます。

次の市内一円橋梁改修事業では、1200万円の限度額設定を行っておりますが、これは、宮地町11号橋改修工事におきまして、県事業の妙見宮アクセス道路、県道氷川八代線との調整のため、設計に不測の日数を要し、年度内完了が困難となったものでございます。

次に、項3・河川費の土砂災害危険住宅移転促進事業では、300万円の限度額設定を行っております。これは、県が指定する土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーン内に居住する方々の安全な区域への住宅移転を促進するため、移転費用の一部を補助するもので、今回、東陽地区1件について補助を行うものでございます。なお、本事業は、今回の補正予算にお願いしておりますが、年度内に移転完了が困難な見込みから、完了確認後の支払いができませんので、全額繰り越しとなったものでございます。

次に、項5・都市計画費の八千把地区土地区画整理事業では、3200万1000円の限度額設定を行っておりますが、これは、換地先の調整に不測の日数を要したため、整地工事がおけるとともに、補償費の支払いについても年度内の完了が困難となったため、繰り越すものでございます。

次に、款9・教育費、項3・中学校費の第二

中学校プール耐震改修事業では、7715万円の限度額設定を行っております。これは、プール授業期間終了後に事業着手する予定でしたが、機械設備工事に係る入札不調により業者選定がおくれましたことから、適正な工事期間が確保できず、年度内の完了が見込めないため、繰り越すものでございます。

次に、款10・災害復旧費、項1・農林水産業施設災害復旧費の林道施設災害復旧事業では、296万5000円の限度額設定を行っております。これは、令和元年8月14日から15日にかけての台風10号で被災した林道の災害復旧工事について、国の災害査定が10月30日に実施されましたことから、その後の補助金申請等により工事入札時期が令和2年1月となる見込みでありますので、必要な工期が確保できず、年度内完了が困難なため、繰り越すものでございます。

最後に、項2・公共土木施設災害復旧費の道路橋梁施設災害復旧事業では、1750万円の限度額設定を行っておりますが、これも林道施設災害復旧事業と同様に、国の災害査定が11月19、20日の第7次査定へとずれ込み、災害査定を受けてからの発注となることにより、年度内の完了が見込めませんので、繰り越すものでございます。

6ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正でございますが、1の追加で、まず、八代市振興センターいずみ管理運営委託は、指定管理者への委託を行うもので、委託先を八代市商工会とし、期間を令和元年度から令和4年度までで、限度額を1873万2000円といたしております。

次のやつしろハーモニーホール管理運営委託も、指定管理者への委託を行うもので、委託先を一般社団法人八代弘済会とし、期間を令和元年度から令和6年度までで、限度額を1億1900万円といたしております。

次の八代市働く婦人の家管理運営委託も、指定管理者への委託を行うもので、委託先を一般社団法人八代弘済会とし、期間も令和元年度から令和5年度までで、限度額を6580万4000円といたしております。

次の八代市日奈久観光交流施設管理運営委託も、指定管理者への委託を行うもので、委託先を九州綜合サービス株式会社とし、期間を令和元年度から令和6年度までで、限度額を4200万円といたしております。対象施設は、ゆめ倉庫でございます。

次の八代市五家荘観光施設管理運営委託も、指定管理者への委託を行うもので、委託先を一般社団法人五家荘地域プロジェクトとし、期間を令和元年度から令和6年度までで、限度額を6698万円といたしております。対象施設は、五家荘平家の里、緒方家、左座家、五家荘溪流キャンプ場、五家荘自然塾、梅の木轟公園管理施設でございます。

次の八代市立図書館管理運営委託も、指定管理者への委託を行うもので、委託先をTRCグループ共同企業体とし、期間も令和元年度から令和6年度までで、限度額を6億7833万5000円といたしております。対象施設は、本館及びせんちょう分館、かがみ分館でございます。

次のやつしろ市議会だより作成経費から9ページが一番下、空調設備保守点検業務委託（東陽スポーツセンター）まで、議会費3件、総務費14件、衛生費8件、農林水産業費1件、土木費3件、教育費9件、総数38件では、年度当初に履行を開始する契約案件のうち、契約事務に支障を来すおそれのある案件でございます。より確実に速やかな年度当初からの履行開始に備えるため、3月中に契約締結まで行えるよう債務負担行為の設定を行うものであり、期間をおおむね令和元年度から令和2年度までとしておりますが、7ページ中段に記載しており

ます庁舎関係の仮設庁舎守衛業務委託から清掃及び環境衛生業務委託（鏡支所）までの8件につきましては、令和3年度までとし、また、9ページ中段に記載しております泉小中学校スクールバス車両リース経費では、令和7年度までとし、それぞれ効率的な住民サービスを確保するための期間及び限度額を設定いたしております。

10ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正でございます。1の変更では、歳出予算の補正に伴い、地方債の限度額の変更を行うものでございます。

土地改良事業の補正前限度額6600万円に1190万円増額し、補正後の額を7790万円に変更しております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、これまでと同じでございます。詳細につきましては、15ページの歳入、款22・市債のところで改めまして説明いたします。

続きまして、歳入を説明いたします。

14ページをお願いいたします。

款11、項1、目1、節1・地方交付税で、2206万9000円を計上しておりますが、これは、今回の補正予算の一般財源でございます。

款15・国庫支出金、項2・国庫補助金、目3・衛生費国庫補助金、節1・保健衛生費補助金で92万6000円を計上しております。これは、厚生労働省により、令和2年6月から運用開始される乳幼児健診等母子保健情報の利活用の推進に伴い、情報登録を行うサーバーのデータ標準レイアウトに対応するための健康管理システム改修に対する母子保健衛生費補助金でございます。

次に、款16・県支出金、項2・県補助金、目2・民生費県補助金、節2・児童福祉費補助金で450万円を計上しております。これは、幼児教育無償化に伴う市町村事務に対する県か

らの子ども・子育て支援事業費補助金でございます。

次に、目４・農林水産業費県補助金、節１・農業費補助金で５８６万５０００円を計上しております。これは、地籍調査事業において、機材単価の上昇に伴う測量業務委託の不足分に対する地籍調査事業費補助金でございます。

次の目６・土木費県補助金、節４・河川費補助金の３００万円は、先ほど第２表繰越明許費補正の説明で申し上げました土砂災害危険住宅移転促進事業に対する県補助金でございます。

１５ページをお願いします。

次に、款１９・繰入金、項１・基金繰入金、目８、節１・まちづくり交流基金繰入金の２８１８万円は、令和２年５月６日実施予定の東京２０２０オリンピック聖火リレーの市内における円滑な実施に向け、リレー運営・セレモニー運営等に要する熊本県実行委員会への負担金及び市独自の周知等を行うための経費分でございます。

次に、款２２、項１・市債、目４・農林水産業債、節１・農業債の１１９０万円は、先ほど第２表繰越明許費補正の説明で申し上げました、市内一円土地改良整備事業にて八代平野北部土地改良区が実施する団体営事業に対して、八代市農業農村整備事業負担割合基準に基づき、事業費の１３％を補助するための経費に対して、充当率９０％の一般補助施設整備等事業債でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、１６ページからの歳出の説明に入ります前に、まず、今回の補正予算における人件費の補正内容につきまして説明いたします。

まず、本年度の人事院勧告等に準じた給与改定につきましては、本市におきましては３年連続の引き上げの実施となっております。

今回の改定では、給料表、期末勤勉手当が対

象となっており、まず、給料表につきましては、水準を平均０．１０％引き上げるものでございます。これは、若年層に重点を置いた引き上げ改定となっており、この改定による引き上げ対象者は、全会計で２７０名となっております。

次に、期末勤勉手当につきましては、年間支給月数を４．４５月から４．５０月へと０．０５月引き上げるものでございます。そのほか、給与改定以外の補正の増減の要因といたしましては、人事異動に伴う職員数の変動や会計・費目間での異動の影響、退職者や育児休業者、市町村職員共済組合負担金の率改定等の影響によるものでございます。

それでは、歳出を説明します。

まず、款１・議会費でございます。項１、目１・議会費で６６３万４０００円を増額補正しております。節１・報酬の４０００円の増額は、議長及び副議長交代によるものでございます。節２・給料から節４・共済費までは、人事異動及び給与改定などによる議員２８人及び一般職１０人分の人件費でございます。

次に、款２・総務費、項１・総務管理費、目１・一般管理費では、特別職２人分と一般職で７名減の２０３人分で１９１７万５０００円を減額補正しております。人事異動や給与改定によるもののほか、退職者、育児休業者などによるものでございます。

次の目４・財産管理費では、一般職で１名増の７人分で、人事異動や給与改定により８３３万１０００円を増額補正しております。

次の目７・交通防犯対策費では、一般職３人分で、人事異動や給与改定により３３０万８０００円を減額補正しております。減額の理由は、人事異動等による影響額が給与改定による影響額を上回ることによるものでございます。

次の目８・人権啓発費では、一般職１１人分で、人事異動や給与改定により３８２万円を増

額補正しております。

17ページをお願いします。

項2・徴税費、目1・税務総務費は、一般職で4名増の76人分で、人事異動や給与改定によるもののほか、休職者や育児休業者などにより627万8000円の増額補正でございます。

次の項3、目1・戸籍住民基本台帳費では、一般職で1名増の28人分で、人事異動や給与改定によるもののほか、休職者や育児休業者などにより795万2000円を増額補正しております。

18ページをお願いします。

項4・選挙費、目1・選挙管理委員会費では、一般職7人分で、人事異動や給与改定により550万3000円を増額補正しております。

次の項5・統計調査費、目1・統計調査総務費では、一般職で1名増の4人分で、人事異動や給与改定により343万6000円を増額補正しております。

次の項6、目1・監査委員費では、特別職1人分、一般職5人分で、人事異動や給与改定により149万7000円を増額補正しております。

以上で、補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（中村和美君） 5ページの第二中学校プール、業者不調ということで、御存じのとおりで震災があつてからの職員の不足とか、資材高騰とかなんかあつてるようで、業者としても、この金額ではなかなか大変なんですよという話も聞くわけですけど、これどう、繰り越しで片づくようですか、業者選定は。

○財政課長（田中智樹君） 財政課、田中でご

ざいます。よろしくお願いします。

一応、1度不調ということになりまして、次の入札会のほうで一応業者のほうは決定いただいております。

したがいまして、適正な工期の6カ月間というものがですね、ちょっと年度内には間に合わないような形になってしまいましたので、その分を繰り越しという形で、次のプールのシーズンまでには完成ということで、そこはもう間に合うような形でということでございます。

○委員（中村和美君） これは大事な教育の一つでございますのでね。ましてや、第二中学校といえ、生徒数も多うございますので、なるべくスムーズにいくようにですね。そして、夏のプール開催には間に合うように頑張ってもらいたいと思います。

○委員長（橋本幸一君） それ、意見ですね。

○委員（中村和美君） はい。意見です。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で質疑を終了いたします。意見がありましたらお願いいたします。

○委員（成松由紀夫君） 15ページのところで、まちづくり交流が聖火リレーだったですかね、2818万になるですかね。これが、県とのいろいろ云々ということもあつとですけども、大変イベント関係、スポーツに関する、ハンドボールもそうですし、バドミントン、台湾関係、事前キャンプもそうなんですが、その都度その都度、財政当局は非常に大変かと思うんですよ。

で、私が委員長をしとるころも、非常にその辺のやりとり心配しとったんですけども、9月の一般質問でもちょっと申したと思うんですが、非常に連携してですね、出すべきものはきちんと出されているのではないかなというふうに思います。

で、台湾にも委員長と皆さんとですね、市長とともにいった折にも、いろんな意味で財政の部分はなかなか簡単にほいほいというわけにはいかんし、やっぱり他部署に対しても、なかなかですね、日ごろ嫌われ役で大変な思いもあるかと思いますが、しっかり対応していただいているなど。

で、来年もまた、軒並み2020の流れでいろんなことをスポーツ振興課あたりが相談にも来てると思うんですけども、流用等々も含めて、適切にしっかり頑張られてるなというふうに思いますので。やるべき時期の問題でですね、どうしても軒並み続いてくると、なかなか出せないんだけど、しかし、やることは適切にというようなことで、しっかり対応していただきたいなど、今後とも。今までの部分も非常に評価してますので、ぜひ頑張っていただきたいというのを、意見にかえさせていただきます。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第94号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第129号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第9号（関係分）

○委員長（橋本幸一君） 次に、議案第129号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第9号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

○財務部次長（尾崎行雄君） 財務部の尾崎で

ございます。引き続き説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） 座って、どうぞ。

○財務部次長（尾崎行雄君） 着座にて、はい、済いません。

それでは、議案書のその2をお願いいたします。

議案第129号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第9号の総務委員会付託分につきまして、説明をいたします。

1ページをお願いします。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、第1条で歳入歳出それぞれ65万3000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ653億3535万3000円といたしております。

続きまして、歳入を説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款11、項1、目1、節1・地方交付税で65万3000円を計上しておりますが、これは今回の補正予算の一般財源でございます。

以上が歳入の説明でございますが、総務委員会に付託されました歳出はございませんので、これで説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第129号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第9号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を

求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(橋本幸一君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れかわりのため小会いたします。

(午前10時26分 小会)

(午前10時27分 本会)

◎議案第102号・指定管理者の指定について
(八代市振興センターいずみ)

○委員長(橋本幸一君) 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第102号・八代市振興センターいずみに係る指定管理者の指定についてを議題とし、説明を求めます。

○泉支所地域振興課長(中村道久君) おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり) 泉支所地域振興課長の中村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

○委員長(橋本幸一君) どうぞ。

○泉支所地域振興課長(中村道久君) それでは、指定管理者の指定について説明させていただきます。

資料ですが、12月定例会議案書のほかに別途配付いたしております指定管理者候補者の選定結果についてというA4ホチキスどめの資料、こちらも使いまして御説明いたします。

それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第102号・指定管理者の指定について、当課が所管いたします施設の指定管理者の指定につきまして、議決をお願いするものです。

施設名は、八代市振興センターいずみ。指定管理者となる団体は、八代市商工会。指定の期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間でございます。

提案理由でございますが、本市が設置する公の施設の指定管理者を指定するためには、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を経る必要があるためでございます。

それでは、詳細について別紙資料にて御説明いたします。

議案第102号・八代市振興センターいずみの指定管理者候補者の選定結果についてをごらんください。

施設の概要は記載のとおりでございます。

指定の期間は、前は5年でしたが、今回は3年間としております。その理由としましては、この振興センターいずみは、貸館業務を行っている施設でございますが、利用者、利用料とも年々減少しているところでございます。

施設の運営方法について検討したいと考え、3年としているところです。

委託料は、令和2年度から令和4年度の3年間、1873万2000円となります。

候補者の概要については記載のとおりでございます。

2枚目の指定の経緯でございますが、令和元年9月26日より公募で募集を開始しまして、11月1日に選定委員会を開催し、事業者からのプレゼンテーションや事業者へのヒアリング等を行い、11月6日に指定管理者候補者が選定されたところです。応募状況については、説明会への参加が1団体、応募件数も1団体でございました。

今後の日程ですが、議会において指定と債務負担行為予算の議決を受けた後、速やかに指定通知及び指定の告示を行います。来年3月議会にて予算案を提案し、議決をお願いいたしまして、3月31日に協定の締結を終え、4月1日から指定管理の運営開始を予定いたしております。

選定委員会の委員につきましては、ごらんの

とおりで、委員8名のうち4名が外部委員となっております。

4枚目の選定結果について御説明いたします。

5つの選定項目のうち、1については適否を判断し、2から5の4項目については点数化し、100点満点で評価をしてあります。

八代市振興センターいずみの候補者についてですが、1については適しているとの判定で、評価の総計点が77.3点でございました。候補者選定の基準が配点の6割以上となっておりますので、基準を満たしているところです。

なお、指定についての議決を受けた場合には、年度内に協定締結の手続を行いますことから、債務負担行為の設定が必要となりますので、別途一般会計補正予算・第8号にて、年数、限度額に応じた債務負担の設定をお願いしているところです。

説明については以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第102号・八代市振興センターいずみに係る指定管理者の指定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。

◎議案第109号・熊本市町村総合事務組合

の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○委員長（橋本幸一君） 次に、議案第109号・熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とし、説明を求めます。

○資産経営課長（鋤田敦信君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）資産経営課、鋤田でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） どうぞ。

○資産経営課長（鋤田敦信君） 失礼いたします。

資料は議案書の9ページをごらんいただきたいと思います。

熊本市町村総合事務組合につきましては、本市もその構成団体となっておりますけれども、その組合が共同処理を行う事務のうち、組合規約第3条第1号に規定する退職手当事務につきまして、令和2年4月1日から熊本県後期高齢者医療広域連合が新たに加入されることに伴い、組合規約の一部変更について、地方自治法第290条の規定により、構成団体の同文議決を求めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第109号・熊本市町村総合事務組合

の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(橋本幸一君) 挙手全員、よって本件は可決されました。

執行部入れかわりのため小会いたします。

(午前10時34分 小会)

(午前10時35分 本会)

◎議案第115号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正について

○委員長(橋本幸一君) 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

議案第115号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長(濱田浩介君) 皆さん、おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり)人事課の濱田でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第115号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

○委員長(橋本幸一君) どうぞ。

○人事課長(濱田浩介君) 議案書は21ページからになります。

22ページが、その改正文となりますが、右肩に議案第115号関係資料と書いております資料を使って説明させていただきます。

まず、1の改正理由でございますが、人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に準じまして、市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当の支給割合を改定するものでございます。

続きまして、2の改正の概要をごらんください。

市長等の期末手当の年間支給月数の合計を、現行の3.35月から3.40月へと0.05月分の引き上げを行うものでございます。

引き上げは、改正条例の第1条で、令和元年度においては、この12月に支給する期末手当の分として行います。

また、令和2年度からは、国に準じて6月と12月の支給割合の差をなくし平準化するため、第2条で令和2年度に向けてもう一度改正を行いまして、6月、12月ともに1.70月とするようにいたしております。

3の施行日をごらんください。第1条に規定しております令和元年度の12月分の支給のための改正を公布の日からとしており、基準日である12月1日から適用いたします。

また、第2条に規定しております令和2年度以降の支給分に係る改正につきましては、令和2年4月1日からの施行となっております。

説明につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長(橋本幸一君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) なければ、これより採決いたします。

議案第115号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(橋本幸一君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第116号・八代市一般職の職員の給与

に関する条例及び八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

○委員長（橋本幸一君） 次に、議案第116号・八代市一般職の職員の給与に関する条例及び八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長（濱田浩介君） 引き続き、着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） どうぞ。

○人事課長（濱田浩介君） 続きまして、議案第116号の八代市一般職の職員の給与に関する条例及び八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

議案書は23ページからになります。

24ページから30ページまでがその改正文となりますが、資料2ページの右肩に議案第116号関係資料と書いております資料を使って御説明させていただきます。

まず、1の改正理由でございますが、令和元年度の人事院勧告等に準じまして、一般職の職員の給与を改定するものでございます。

続いて、2の改正の概要をごらんください。

今回の改正条例では、2つの条例をあわせて改正するようにいたしております。

1つ目が、八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

その1点目が、給料表の改定で、平均で0.10%の引き上げでございます。この改正につきましては、公布の日から施行し、本年4月1日に遡って適用いたします。

2点目が、勤勉手当の改定で、その支給割合を引き上げるものでございます。現在、期末手当と勤勉手当を合計しました、いわゆるボーナスの年間支給月数が4.45月でございますが、これを0.05月分引き上げ、年間で4.50月とするものでございます。引き上げは、令

和元年度においては、この12月の勤勉手当の分として行います。

また、令和2年度からは、国に準じて6月と12月の支給割合の差をなくし平準化するため、令和2年度に向けてもう一度改正を行いまして、6月と12月ともに勤勉手当を0.95月とするようにいたしております。

施行日につきましては、令和元年度分の支給に係る改正につきましては、施行日を公布の日からとし、本年4月1日に遡って適用いたします。

また、令和2年度以降の支給分に係る改正につきましては、令和2年4月1日からの施行となっております。

条例の2つ目が、八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。

その1点目が、高度な専門的知識・経験やすぐれた識見を有する者を一定期間採用いたします特定任期付職員に適用される給料表の改定となります。

現在は、該当する特定任期付職員はおりませんが、この改正につきましても、公布の日から施行し、本年4月1日に遡って適用いたします。

2点目が、同じく特定任期付職員の期末手当の改定でございます。期末手当の年間支給月数の合計を、現行の3.35月から3.40月へと0.05月分の引き上げを行うものでございます。

本条例の施行日につきましても、令和元年度分につきましては、施行日を公布の日からとし、令和2年度以降につきましては、令和2年4月1日からの施行となっております。

説明につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第116号・八代市一般職の職員の給与に関する条例及び八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第117号・八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について

○委員長（橋本幸一君） 次に、議案第117号・八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長（濱田浩介君） 続きまして、議案第117号の八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

議案書は31ページからになります。

32ページから33ページまでが、その改正文となりますが、資料3ページの右肩に議案第117号関係資料と書いております資料を使って御説明させていただきます。

まず、1の改正理由でございますが、令和元年度の人事院勧告等に準じまして、会計年度任用職員のうち、医療職給料表の適用を受ける看護師等の給与等を改定するものでございます。

続いて、2の改正の概要をごらんください。

1点目が、医療職給料表の改定で、国家公務

員に準じた改定となっております、月額で1600円から2300円の引き上げとなっております。

2点目が、会計年度任用職員の期末手当の支給日とパートタイムの会計年度任用職員の時間外勤務等に係る報酬については、別に規則で定めるとしたものであります。

この改正につきましては、公布の日から施行することとなっておりますが、本条例の施行日が令和2年4月1日からとなっておりますので、同日からの適用となります。

説明につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第117号・八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第118号・八代市公平委員会が喚問する証人の費用弁償に関する条例等の一部改正について

○委員長（橋本幸一君） 次に、議案第118号・八代市公平委員会が喚問する証人の費用弁償に関する条例等の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長（濱田浩介君） それでは、議案第118号の八代市公平委員会が喚問する証人の費用弁償に関する条例等の一部改正について御説明をいたします。

議案書は35ページからになります。

36ページがその改正文となりますが、資料4ページの右肩に議案第118号関係資料と書いております資料を使って御説明させていただきます。

まず、1の改正理由でございますが、旅行に要する費用につきましては、地方自治法上、旅費、費用弁償及び実費弁償と区分されていますことから、地方自治法上の区分に整理するため、改正を行うものでございます。

次に、2の改正の概要でございますが、公務のために旅行する職員に対し、旅行に要する費用として、常勤の職員やフルタイムの会計年度任用職員には旅費を、議会の議員などの特別職の非常勤の職員やパートタイム会計年度任用職員などの一般職の非常勤職員には費用弁償を、さらに地方自治法の規定により出頭した選挙人やその他の証人、参考人等の関係人につきましては、実費弁償を支給することと規定されております。

今回は、この地方自治法の規定に基づき、本市の旅行に関する費用につきまして、関係する条例の一部改正を行うものでございます。

まず、第1条関係は、八代市公平委員会が喚問する証人の費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、地方自治法上、公平委員会が喚問する証人については、実費弁償として支給することになりますので、条例名と第1条から第3条に費用弁償とあるものを、実費弁償に改正するものでございます。

資料の5ページをお願いいたします。

第2条関係は、八代市職員等の旅費に関する条例の一部改正でございますが、第1条は、市職員以外の者に支給する費用を旅費から地方自

治法上の実費弁償に改正するものでございます。

それでは、資料の6ページから7ページをお願いいたします。

第3条、第4条関係は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正でございますが、第3条関係は、令和元年度までは非常勤の委員、短時間勤務職員を除いた非常勤の職員へは費用弁償を、その他関係人には実費弁償を支給することから改正を行うものでございます。

第4条関係では、令和2年度からは、フルタイムの会計年度任用職員が発生しますので、フルタイムの会計年度任用職員へは旅費を、他の非常勤の職員へは費用弁償を、その他関係人へは実費弁償を支給することから改正を行うものでございます。

資料の7ページをお願いいたします。

第5条関係は、八代市教育委員会の職員の給与等に関する条例の一部改正でございますが、教育委員会の職員のうち、短時間勤務職員を除く非常勤の職員へは地方自治法上、費用弁償を支給しますことから、改正を行うものでございます。

施行日につきましては、第4条の規定につきましては、令和2年4月1日からとし、それ以外は公布の日からとなっております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより

採決いたします。

議案第118号・八代市公平委員会が喚問する証人の費用弁償に関する条例等の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第119号・八代市報酬及び費用弁償条例等の一部改正について

○委員長（橋本幸一君） 次に、議案第119号・八代市報酬及び費用弁償条例等の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長（濱田浩介君） それでは、議案第119号の八代市報酬及び費用弁償条例等の一部改正について御説明いたします。

議案書は37ページからになります。

38ページが、その改正文となりますが、資料8ページの右肩に議案第119号関係資料と書いております資料を使って説明させていただきます。

まず、1の改正理由でございますが、今回の地方公務員法の改正に伴い、令和2年4月から、特別職の任用が厳格化され、特別職として任用できなくなる職の削除を行うため、改正を行うものでございます。

次に、2の改正の概要でございますが、今回は3つの条例の一部改正を行うものでございます。

まず、第1条関係は、八代市報酬及び費用弁償条例の一部改正でございます。資料は9ページからになりますが、別表第1から特別職として任用できなくなる社会教育指導員等の職につきまして削除するものでございます。

資料の11ページをお願いいたします。

第2条関係は、八代市職員等の旅費に関する条例の一部改正でございますが、パートタイム

会計年度任用職員に対する費用弁償につきましては、八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき給付しますことから、パートタイムの会計年度任用職員を本条例の対象から除くものでございます。

資料の12ページをお願いいたします。

第3条関係は、八代市公民館条例の一部改正でございますが、公民館館長につきましても、特別職として任用できなくなるため、公民館長は、非常勤とすることができるとする規定を削除するものでございます。

施行日につきましては、いずれも令和2年4月1日からとなっております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（成松由紀夫君） この条例の改正に反対するものではないんですが、1つ、市政協力員さんがこれから外れていくということで、いろいろな反応等々があつてと思うんですけども、今、担当課とすればどのような形で今後の対応も含めて、現在の反応というか、状況というか、ちょっとお知らせいただければ。

○理事兼市民活動政策課長（遠山光徳君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民活動政策課の遠山でございます。

成松委員御質問の、市政協力員の件につきまして御説明を申し上げます。

市政協力員さんにつきましては、皆様御存じのとおりですね、市政の円滑な運営のために、あと市と市民をつなぐ重要な役割を現在担っていただいているところでございます。

新たな制度につきましてはですね、委託という方法で考えておりますが、委託の場合につきましても個人への委託、自治会長なんかへの委

託、そのほか、市政協力員協議会ございますので、こちらに対して委託というようなさまざまな方法がございますが、それぞれ一長一短ございます。

その辺につきまして、そのほかの内在する課題ですとか、他市の状況関係をですね、ちょっと調査いたしましたところ、その結果も総合的に判断をいたしまして、現在のところですね、市政への影響が少ない、市政協力員さんの業務に対する混乱が最小限におさめられるというところで、自治会町内会からですね、推薦された個人の方に事務委託という方法をとる方向で検討いたしてるところでございます。

委託の形になりますが、これまで同様にですね、市長から委嘱するという形は維持していきたいというふうに考えておりますし、委嘱の期間につきましても、現行どおり2年間というふうに考えております。

それと、周知の方法でございますが、今、1月5日にですね、市政協力員協議会の五役会、役員会でございますが、こちらのほうには説明をいたしたところでございます。

あと、来週24日にはですね、各校区の校区長さん、それと理事さんに対しまして、説明会を開催する予定といたしております。

その後につきましては、各校区につきまして個別に御説明をさせていただきたいというふうに考えております。いずれにしましても、丁寧に御説明をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（成松由紀夫君） 担当課のほうも、丁寧に日ごろから説明されたり、なかなか反発等々、クレーム等々のですね、対応も大変だろうなというのはもう察するところでありますが、ちょっと私が気になるところが、やっぱり非常勤の特別職というような部分が、今度委託される事務委託ということですから、また、そ

こが少しこうしっかり理解されているのかということ、そんな話も聞くとこもあります。

今後説明会を、24日も含めて、今後進めていかれる中で、その辺が理解されてきたり、しっかり話を聞くと、いろんな反応があって、担当課も御苦労がまたふえるんじゃないかなというのはあるんですが、市長から委嘱をされて、特別何かがですね、以前と変わるようなことじゃなくて、本当つなぎ役、パイプ役で頑張っていたかなければならないというようなポジションですので、そういったところはまた担当課のほうで御苦労も多いかと思いますが、丁寧に対応していただきたいと思うんですが、もう一点ですね、市政協力員さんは非常勤の特別職だから、政治活動ができないというような認識で、非常に何かそういう思いが強い町内長さんとか、市政協力員さんが多かったと思うんですが、これが、例えば、事務委託になるということの委託されることになると、政治活動というか、そういうのはどういうふうに理解したらいいですか。

○理事兼市民活動政策課長（遠山光徳君） 市政協力員さんですね、政治活動という部分につきまして、本人さんたちもちょっと誤解をされてるところですが、非常勤の特別職に当たりましては、基本的には政治活動自体をですね、現在も制限されるものでございませぬので、今後委託になりましてもですね、それにつきましては以前どおりという形になろうかと思います。

以上でございます。

○委員（成松由紀夫君） 今、初めて理解をしました。そういう話がセオリーというか、町内長したら、政治活動はいかんとか、校区長も含めて、町協会長とかですね。

ただ、今の話によると、いや特別、制限されるものでは、今までなかったんだよというようなことでありますので。まあ、だからと言ってですね、露骨にされるようなことはないと思

いますが、まあ、良識の範囲内でやられる部分はそれはそれで結構だということで理解しました。ありがとうございました。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。ほかに。

○委員（堀 徹男君） 12ページですね、八代市公民館条例の分で改定がされてるっていうんですけど、もう、市内にはコミュニティセンターに委託移行して、公民館そのものというのがもう、パトリア千丁のところに八代市公民館だけだと思うんですけど、現在、館長とか、副館長とかっていう補助の方っていらっしゃるんですかね。きょう来られてないのかな、その担当のところ。

○人事課長（濱田浩介君） この改正に上げている八代市公民館というものは、先ほどごらんのとおり、パトリア千丁のところに八代市公民館の件なんですけれども、今までも非常勤の職員さん、館長てはいらっしゃらなかったんですけども、今後につきましては、生涯学習課長が兼務するということで考えております。

○委員（堀 徹男君） はい、わかりました。

○委員長（橋本幸一君） いいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（橋本幸一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 先ほど、市政協力員のことがあったんですが、やっぱりしっかりですね、そこは説明されて、趣旨を理解していただくように、私からもくれぐれも。いろんな話を聞いておりますし、やはり大切な市政協力員の組織ですから、これはもうぜひともですね、大変でしょうが、やってください。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第119号・八代市報酬及び費用弁償条例等の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第120号・八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

○委員長（橋本幸一君） 次に、議案第120号・八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長（濱田浩介君） それでは、議案第120号の八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

議案書は49ページからになります。

50ページがその改正文となりますが、資料13ページの右肩に議案第120号関係資料と書いております資料を使って御説明させていただきます。

本案件につきましては、9月議会におきまして改正しました給与条例第33条を引用しております、本条例第8条第4項中、給与条例第33条の部分を削除するものでございます。

なお、施行日は令和2年4月1日となっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第120号・八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第122号・八代市消費生活センター条例の一部改正について

○委員長（橋本幸一君） 次に、議案第122号・八代市消費生活センター条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼市民活動政策課長（遠山光徳君） 改めまして、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民活動政策課の遠山でございます。

私のほうから、議案第122号・八代市消費生活センター条例の一部改正につきまして御説明させていただきます。座って御説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） どうぞ。

○理事兼市民活動政策課長（遠山光徳君） 議案書につきましては、47ページからになりますが、別途右上に総務委員会資料、市民活動政策課作成と書かれたA4、1枚紙の新旧対照表を用意しております。よろしくお願いいたします。

この改正につきましては、既に人事課のほうから説明がっておりますとおり、地方公務員法の改正により、非常勤特別職の任用が厳格化されることに伴い、八代市消費生活センターの

消費生活相談員を会計年度任用職員として任用するに当たり、所要の改正を行うものでございます。

では、具体的な改正内容でございますが、資料の新旧対照表をごらんください。

第6条第3項において、現在、規則のみに委任して規定している相談員の任用、処遇等に関する事項を内部規程においても規定することとなるため、規則でを、別にと改めるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、令和2年4月1日でございます。

説明につきましては、以上でございます。御審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第122号・八代市消費生活センター条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

次に、本委員会に付託となっております請願・陳情はありませんが、郵送にて届いております要望書等につきまして、写しをお手元に配付しておりますので、御一読いただきたいと存じます。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

・行財政の運営に関する諸問題の調査

・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長（橋本幸一君） 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、行財政の運営に関する諸問題の調査に関連いたしまして1件、執行部から発言の申し出がありますので、これを許します。

・行財政の運営に関する諸問題の調査

（令和2年度予算編成方針と中期財政計画について）

○委員長（橋本幸一君） それでは、令和2年度予算編成方針と中期財政計画についてをお願いいたします。

○財政課長（田中智樹君） 改めまして、財政課の田中でございます。よろしくお願いいたします。では、座って説明をさせていただきます。

○委員長（橋本幸一君） どうぞ。

○財政課長（田中智樹君） それでは、財務部財政課より、令和2年度の予算編成方針及び中期財政計画の見直しについて御説明させていただきます。

お手元に資料のほうを2冊お配りしております。A4縦の令和2年度当初予算編成方針という部分のと、もう一つは横書きの八代市中期財政計画という、この2冊で説明をさせていただきます。

きます。

最初に、令和2年度の当初予算編成について説明いたします。

こちらは、去る10月21日に八代市予算規則に基づきまして、令和2年度の予算編成方針を作成し、通知したものでございます。

1枚めくっていただきますと、まず、令和2年度の当初予算編成のポイントを掲載しております。

今回の予算編成の柱としまして、今後の財政見通しを踏まえた予算編成としておりまして、第2次八代市総合計画で掲げる将来像の実現に向けた財政の基本方針として、以下の3点について整理しております。

まず第1点は、今後の財政見通しでございます。法人市民税の減収や普通交付税の合併算定がえ終了などによって、令和3年度まで一般財源が減少し、その後は減少を抑えられるものの、増収は期待できないものと想定されていること。そのために、行政需要を見通しながら歳出抑制を図るとともに、財政健全化を念頭に置いた収入確保策に取り組み、安定的な行政サービスの実現を図る必要があるとしております。

その上で第2点目に、八代市重点戦略の推進を上げております。厳しい財政状況であっても、しあわせあふれるひと・もの・交流拠点都市“やつしろ”の実現に向けて、特に重点的に取り組むべき以下の6つの戦略のそれぞれに位置づける施策について、計画的な取り組みを進めていくものとしております。

さらに、3点目には、減少する一般財源に向けての取り組みとしての考え方を示しております。

まず、予算要求に当たっては、全ての事業について見直せる箇所はないか、抜本的な総点検を実施すること、また、義務的経費及び数年ごとに行う経費を除く経費に対して、原則として、令和元年度当初予算における一般財源ベー

スの90%というシーリング率を上限として設定しております。

また、今回、部内または課内におけるシーリング率以上の経費削減達成をしていただいた部分について、削減額の2分の1を上限として、新たな事業への活用を認めるということとしております。

以上が当初予算編成におけるポイントでございます。

2ページをお願いいたします。

こちらは、市長から各職員に向けた令和2年度予算編成に向けた訓示でございます。

前段には、八代市総合計画に掲げる将来像を目指して、本市が抱える政策課題を整理し取り組んでいる中、官民連携による八代港国際クルーズ拠点の整備、災害対策やまちづくりの拠点となる新庁舎建設のほか、学校施設への空調設備の整備などの大型プロジェクトについても確実に進めながら、なお一層の魅力あふれる都市を目指して、ふるさと八代を未来につなげる取り組みに尽力している点を示しております。

さらに、今後の社会情勢の変化にも対応しながら、さらなる市民福祉の増進につなげていかなければならないという点で、後段には、社会環境の厳しさと一般財源の縮小に対して、全職員の弾力的な発想により、新たな取り組み手法の導入と同時に、既に行っている事業の改善・見直しを思い切って行う必要があることを示し、それらを踏まえた予算編成に基づいて、市政の発展につなげるための効率的な予算編成に取り組んでいただきたいという内容になっております。

3ページをお願いいたします。

続いての文書は、八代市の予算規則に基づいた財務部長から各部長への予算編成方針を伝えた文書でございます。

内容でございますが、国の状況、または熊本県の状況、それらを踏まえた本市の予算編成に

当たっての考え方をまとめたものでございます。

第2次八代市総合計画における重点施策を初めとして、中長期的な視点を持って各施策を積極的に展開し取り組んでいく必要があることと、一方では、普通交付税の段階的縮減措置の影響により、今後も減少傾向にある一般財源の見通しを踏まえた第3次八代市行財政改革大綱に基づく行財政改革等を着実に実行し、持続可能な財政基盤を確立することが重要であると。

また、これまで推進してきた地方創生で位置づける事業を含め、全ての事業について費用対効果を得られているか、再度しっかりと検証を行い、限られた財源の中で人口減少等の克服と地方創生のさらなる推進につなげていく必要があると。

最後に、これらの考えで予算編成に当たるために、別添から4ページほど掲載しております予算編成要領に基づいて予算要求書を提出するようという内容になっております。

それでは、4ページをお願いいたします。

ここからは、ただいま申し上げました予算編成要領を複数ページにわたって示しております。内容は、これまで示しました予算編成のポイントなどについて、図や解説などを用いて、より具体的に示したものであります。

主な点のみ説明いたします。まず最初の、総括的事項として、本市の一般財源の推移と今後の見通しを示しております。

グラフですが、本市の普通交付税の平成27年度から令和3年度までの推移を棒グラフにしたものでございます。平成27年度、いわゆる合併算定がえの段階的縮減開始直前の年度が160億円であったことに対して、合併算定がえが終了する令和3年度が約132億円を見込んでおりまして、この6年間で約28億円が縮減されること。その中で、令和2年度は令和元年度より約4億円縮減する推計となっております。

す。

5ページをお願いします。

こちらは、参考資料として載せております地方債残高の試算を示しております。グラフのほうは、本市の地方債残高の平成27年度から令和3年度までの推移でございます。

この後、中期財政計画の説明を行いますので、改めて、この内容については説明いたしますので、この場では説明を省略させていただきます。

6ページをお願いいたします。

こちら参考資料として、資金の収支と基金残高の試算を示しております。こちら先ほどと同様、この後の中期財政計画で改めて説明をいたしますので、省略させていただきます。

7ページをお願いいたします。

今回の予算編成の基本的な考え方について記載しております。内容は、ビルド・アンド・スクラップの発想をイメージ図とともに示しております。

まず、実施しなければならない重要な取り組みの実施、いわゆるビルドですね——を企てることにより、そして、これまで正当化されてきました既存事業の優先順位を並べかえ、現在の社会環境や時代の要請に応じた順位へ最適化すること。その結果、廃止や縮小、いわゆるスクラップを余儀なくされるものについて見出していくという考えのもとで、今回の予算編成を行うということを図に示しております。

それ以降は、予算要求に際しての留意点として、まず、財政健全化に向けた取り組みということで、ポイントの3点目でも示したかと思いますが、全ての事業について総点検を実施し、シーリング率90%の設定及び90%以上の経費削減をできたところは削減額の2分の1を上限として、新たな事業への活用を認めるものとしております。いわゆるビルド・アンド・

スクラップがうまく機能できるように、今回新たに設定をしております。

8ページをお願いいたします。

こちらは、取り組みに関する特記事項として示しておりますけれども、前半の3点のみを説明しますと、まず第1点目には、事業の検討や予算要求、特に新規事業の要求に当たっては、国や県の補助金等の有無や他市町村の活用事例などを調べまして、可能な限り一般財源の支出を少なくするよう努めることとしております。

2点目には、公共施設等総合管理計画に基づいた検討を行うに当たっては、それぞれの部署だけで検討せず、複数の部署に関連する場合であっても、集約化や複合化などの施設の有効利用も検討していただきたいということを示しております。

さらに3点目には、人件費の抑制に向けた取り組みとして、時間外勤務については、厳しい財政状況と職員の働き方改革を推進する観点から、全ての事務事業について時間外勤務を前提とせず、スケジュール管理による事務量の平準化や週休日の出勤の振りかえの徹底、事業手法の効率化による総事業量の抑制を促進すること、また、会計年度任用職員の任用に当たっては、事務事業の委託等の手法もあわせて検討し、真に必要とする必要最小限の任用数とすることとしております。

4点目以降はもう省略させていただきます。

9ページをお願いいたします。

そのほかの留意点として、13の項目について記載しております。1つ目は、決算審査での指摘事項や要望事項を初め、市議会からの意見や要望や採択された請願・陳情などを考慮し、創意工夫を行うこと。2つ目は、監査委員の決算審査意見書や定期監査報告書などの指摘事項も踏まえた適正な改善を行うこと。3つ目として、災害復旧費など緊急やむを得ないもの以外は原則として補正をしない方針でありまして、

可能な限り当初予算での計上に努めることなどでございます。

以降の説明はここでは説明は省略させていただきますが、個別的な留意事項や日程、様式などの事務的な取り扱いについて、これ以降に定めております。

以上が令和２年度の当初予算編成方針でございます。

引き続きまして、中期財政計画の見直しについて御説明いたします。

資料は、先ほどのＡ４の横の冊子で、タイトルが八代市中期財政計画と記載された資料でございます。

今回、２年ぶりの中期財政計画の見直しになりますが、その考え方やポイントについて御説明いたします。

説明は吉永課長補佐より行いますので、よろしく願いいたします。

○財政課長補佐（吉永千寿君） 財政課課長補佐の吉永でございます。

では、私のほうから、中期財政計画の見直しを説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） どうぞ。

○財政課長補佐（吉永千寿君） では、今、こちら、言いました資料のほうをめくっていただきまして、２ページ目お願いいたします。

２ページ目には、中期財政計画の見直しに当たってということで、まず、今回の見直しの背景について述べております。

八代市では、平成１７年８月の市町村合併時に中期財政計画を策定して以降、３回にわたって計画の見直しを行ってきた経緯がございます。直近の見直しである平成２９年１２月では、主に新庁舎建設の整備費を反映させたものとなっております。

その後、平成３０年度及び本年度令和元年度にかけまして、第２次八代市総合計画の中で重

点施策と位置づけております学校空調の整備や民俗伝統芸能伝承館（仮称）の建設、防災行政無線の整備、超高速ブロードバンドの整備などといった大規模事業の整備を進めているところでございますが、その財源に多額の市債を活用しているということにより、市債残高が年々増加しております。

今後、その償還額がこれまでより高水準で推移していくことが見込まれ、結果として、義務的経費の割合が高まることになり、財政状況のゆとりが少ない財政の硬直化が進む見込みとなっております。

一方で、普通交付税の合併算定がえの段階的縮減の影響により、一般財源総額は減少傾向で推移することが見込まれるため、財源の確保が喫緊の課題となっております。

今後、歳入歳出両面での対策が進まなければ、基金への財源依存が高まることとなりますが、今後の社会変動や緊急課題に的確に対応するためにも、一定規模の基金残高を維持することも重要になります。

これらを踏まえまして、今回計画の見直しを行い、今後の財政運営の方向性を示すものとして、新たな中期財政計画を策定したところでございます。

次に下のほうですけれども、計画の位置づけとして３点まとめております。

まず１点目ですが、予算編成では、ビルド・アンド・スクラップの考えに基づき、既存の事業や制度の見直しによる財源の確保を基本原則とすること。２点目として、今後減少が見込まれる基金残高の最低ラインは、大規模災害なども想定した上で４０億円程度とすること。３点目として、通常の建設事業の規模を単年度当たり６０億円程度に設定し、後年度の公債費の割合を抑制していくこととしております。

続きまして、３ページをお願いします。

３ページには、計画策定の前提条件及び考え

方について示しております。

まず1点目ですが、推計期間は令和元年度から令和8年度までの8年間としております。なお、参考として、平成27年度から平成30年度までの過去4年間の決算の推移も提示することとしております。2点目が、対象の会計は普通会計であること。本市の場合、一般会計、ケーブルテレビ事業特別会計、診療所特別会計の合算となります。3点目、推計の考え方が、歳入歳出ともに原則策定年度の9月補正予算編成時点を基礎に、過去4年間の決算推移と現行の行財政制度をもとに推計することとしており、また、経済成長率は考慮しない前提としております。

なお、今後も社会経済情勢や国の予算及び施策、地方財政制度等の動向を踏まえ、必要に応じて点検、見直しを行うこととしております。

続きまして、4ページをお願いします。

4ページですけれども、こちらには歳入の収支総括表を示しております。

区分としましては、上から市税、地方交付税、国県支出金、繰入金、市債、その他と6つの区分ですね。また、左から平成27年度から30年度までは決算の推移、その右側令和元年度から8年度までは推計を上げております。単位は100万円及び対前年度の伸び率ということで、パーセンテージを示しております。これは、関連ですね、次の5ページをごらんください。

5ページには、4ページの表の推計を行う前提として、歳入の主な項目の前提条件を示しております。詳細は、5ページの項目ごとに行います。

まず、市税です。現行制度を前提に、過去の実績等を勘案した上で、予定されている税制改正等による影響を反映させております。

特に、法人市民税につきましては、令和元年10月1日以後に開始する事業年度からの税率

改正として、法人税率が12.1%から8.4%へ改正されますので、その影響を反映させております。

この影響により、4ページの表の市税のところとおり、市税が令和元年度に比べ、令和3年度まで落ち込む要因となっております。この法人市民税の影響額としては、令和元年度と令和3年度の比較で、年間2億円程度の減少を見込んでおります。

その他の主な浮き沈みの要因としては、固定資産税の3年に1度の評価がえを考慮しております。評価がえの年度は、令和3年度、令和6年度になりますが、それ以外の評価がえのない、いわゆる据え置き年度それぞれにおいて、過去の年度の伸び率から推計をしております。

次に、地方交付税です。まず、普通交付税の合併算定がえの段階的縮減による影響を反映させております。また、市債の償還に対する普通交付税への措置分は、現在までの市債の借入額及び今後の市債の借入見込み額に伴う償還見込み額を踏まえて試算をしております。

このことから、4ページの表のとおり、地方交付税が令和3年度の144億円まで減少傾向にあり、その後、令和4年度と5年度は緩やかに増加する見込みとなっております。

次に、国県支出金です。現行の補助率に基づき、扶助費や投資的経費などの歳出に連動させて試算をしております。また、児童保護費の財源ですが、国による幼児教育無償化制度を踏まえまして試算しており、無償化の分の穴埋めを考慮して、平成30年度決算ベースと令和2年度の比較では、年間8.8億円程度のプラスを見込んでおります。

次に、繰入金です。所要見込み額の事業内容を考慮し、財政調整の機能を有する基金の活用、いわゆる基金からの繰入金は、毎年度の単年度収支が1億から3億円の規模出るように試

算をしております。

なお、4ページの表のとおり、繰入金が令和4年度から5年度にかけて上昇しますのは、公債費の増加により収支不足が見込まれることによるものでございます。

次に、市債でございます。債務負担行為、継続費設定済みなどの大型事業を除く事業、いわゆる通常の建設事業費に充当する通常債は、歳出の見込みに連動させて試算しております。

また、臨時財政対策債は、令和元年度見込み額を固定しております。

なお、4ページの表のとおり、市債が令和4年度に減少をしますのは、令和3年度で新庁舎建設などの大型事業が終了することなどの影響によるものでございます。

次に、その他です。まず、地方譲与税及び各種交付金は、現行制度を前提に、過去の実績等を勘案した上で予定されている税制改正等による影響を反映させております。

特に、地方消費税交付金につきましては、令和元年10月の消費税率改正により、地方消費税率も1.7%から2.2%へ改正されましたので、そのことを反映させております。

また、分担金負担金及び使用料手数料は、現行の見込み額を基準に試算しております。そのうち、保育所使用料につきましては、国による幼児教育の無償化制度を踏まえて試算しております。

なお、4ページの表のとおり、その他には前年度からの繰越金なども含まれます。ですので、前年度の収支、いわゆる剰余金の動向次第ではここが変動することになります。

以上のことから、歳入合計は令和3年度まで650億円前後で推移し、大型事業が終了する令和4年度以降は570億円から580億円台で推移を見込んでおります。

続きまして、6ページをお願いします。

6ページには、歳出と収支の総括表を示して

おります。

区分としては、上から義務的経費、投資的経費、その他という形で分けております。

また、その下の表は、収支ということで、いわゆる歳入合計と歳出合計の差額のほか、基金残高と市債残高の区分を示しております。

関連しまして7ページに、6ページの推計を行う前提としての歳出の主な項目の前提条件を示しております。

説明は、7ページの項目ごとに行います。

まず、義務的経費です。人件費は、令和元年度における職員数をもとに、退職手当の所要額なども踏まえて推計しております。

また、推計値には、会計年度任用職員制度の影響により、今後変動することがあります。

なお、6ページの表のとおり、人件費が令和2年度に上昇しますのは、会計年度任用職員の要因として、これまで賃金であった物件費から人件費へ移管していく分が約5億、それに期末手当等の措置を含めて、合わせて約6.5億円の増を見込んでおります。

また、令和4年度と7年度に増が見込まれますが、これは退職手当の増の見込みによるものでございます。

次の扶助費は、過去の推移などを踏まえ、一定の伸び率を乗じた推計をいたしております。

次の公債費は、既に発行済みの分は、償還計画表に基づき積算、今後の発行予定分は理論計算により推計をしております。

なお、6ページの表のとおり、公債費は今後上昇し続け、令和5年度をピークに減少傾向になるものと見込んでおります。

次に、投資的経費です。

債務負担行為、継続費設定済みなどの大型事業や直近の推移などを踏まえ試算しております。

また、令和2年度以降は、議決済みの大型事業の整備を進めていく一方で、公共施設の老朽

化への対応や新たな事業の発生も想定し、通常の建設事業枠を年間60億円程度及び公共施設適正化事業枠、いわゆるファシリティーマネジメントの考えに基づく事業枠を年間3億円程度と推計しております。

また、新庁舎建設事業の総事業費は、前回2年前の計画同様162億円で試算をしております。

6ページの表のとおり、普通建設事業の推移としまして、平成29年度と平成30年度に建設事業が140億円台が続いた要因には、環境センター建設事業が含まれております。また、その下の災害復旧事業費の推移として、令和元年度から令和3年度にかけてふえている要因は、ここに新庁舎建設事業分が含まれております。

次に、その他の経費です。物件費、維持補修費、補助費等は、直近の推移を踏まえ試算したものに、ビルド・アンド・スクラップによる事業費の見直しの影響を反映させて試算しております。

なお、物件費には、先ほど説明しましたが、会計年度任用職員分が物件費から人件費へ移管する分として、約5億円の減を考慮して算出しており、また、繰出金は、現行の見込み額を基準に算出しております。

6ページの表のとおり、その他の中で、特に物件費から補助費等につきましては、歳入の減少の見通しに耐えられるよう、抜本的な事業の見直しを進めていくことにより、段階的に減少させていく推計としております。

以上のことから、歳出合計は歳入合計の傾向と同様に、令和3年度まで650億円前後で推移し、大型事業が終了する令和4年度以降は570億円台での推移を見込んでおります。

次に、6ページの下の方の基金残高と市債残高の推移につきましては、めくりまして、8ページと9ページにグラフに示しておりますの

で、そちらで御説明をいたします。

では、まず8ページをお願いします。

8ページには、基金残高の推移を示しております。グラフのとおり、右肩下がりの推移を見込んでおります。これは、下の囲いに記載のとおり、交付税の影響などに伴い減少する一般財源枠を調整するために、基金を取り崩していくことにより、基金残高は減少する見込みとなりますが、全ての基金を合算して大規模災害なども想定した上での最低ラインとして、40億円程度以上を確保できるよう試算しております。

この最低ライン40億円の設定ですが、平成28年の熊本地震時において、本市において想定外に発生した経費が、財政調整基金の取り崩しと特別交付税の上乗せ対応もあわせて、約20億円程度発生した経験があります。仮に同じ規模の災害等が2回発生しても安定的に行政サービスを即時に提供できるようにとの考えから設定したものでございます。

次に、9ページをお願いします。

9ページでは、市債残高の推移を示しております。グラフのとおり、市債残高はなっておりますが、下の囲いに記載のとおり、大型事業の影響により一定期間増加し、令和3年度には830億円台まで増加する見込みですが、今後の投資的経費を、合併後における環境センター整備以前の水準に戻し、市債発行の抑制に努めることで、令和3年度をピークに、以後減少させていくように試算しております。

最後に、10ページをお願いします。

10ページでは、将来負担比率と実質公債費比率の推移を示しております。こちらは、市町村合併以降の推移について、2つの折れ線グラフにより示しております。

まず、将来負担比率が白丸のグラフです。左下の囲いに説明していますとおり、将来負担比率とは、市債の残高や職員の退職手当支出見込みなどを加味した将来的な負担が、標準財政規

模に対してどの程度あるかを示す指標です。350%を超過すると、財政健全化計画の策定が必要となります。

ここ数年の大型事業の整備により、一定期間上昇するものの、市債残高の推移と同じく、令和3年度をピークに低下していく見込みとなっております。

なお、参考として、平成29年度決算における類似団体の平均が65.8%ですが、本市の平成29年度決算は、左の表のとおり、86.3%で、平均よりは高くなっております。

もう一つ、実質公債費比率の推移は、三角のグラフです。右下の囲いにありますとおり、実質公債費比率とは、公債費のほか、企業会計への補助金の中で公債費の償還に相当するものなどの実質的な公債費が、標準財政規模に対してどの程度あるのかを示す指標です。25%を超過すると、財政健全化計画の策定が必要となります。こちらも、ここ数年の大型事業の整備により一定期間上昇はしますものの、こちらは公債費の推移とほぼ連動しまして、令和7年度をピークに低下していく見込みとなっております。

なお、平成29年度決算における類似団体の平均は8.0%ですが、本市の29年度決算は、右の表のとおり10.5%で、こちらも平均よりは高くなっております。

以上で、中期財政計画の見直しについての説明を終わります。どうぞ御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（橋本幸一君） ありがとうございます。本件について、何か質疑、御意見等ございませんか。

○委員（成松由紀夫君） 先ほどエールを送った後に質問するのも何なんですけれども、エールを送った以上はということではないんですけれども、日ごろから、大変財政が頑張っておられ

るのもわかりますし、この予算編成の考え方で市長と部長の方針といいますか、八代市の重点戦略の中に部長が、熊本地震からの復旧・復興、それと市長のしあわせあふれる交流都市やつしろの着実な実行を果たすために云々ということで、職員さんの弾力的な発想とか、いろいろところある中で、部長の中にも積極的に各種施策を展開し——という力強い文章があるわけですね。

で、その中で、我々も非常に理解できるところですが、こっちの中期財政計画を見ると、やはりどうしてもこのビルド・アンド・スクラップというところが大事になってこようし、基金にも依存していかないかところもある。で、それについては、やっぱり復旧・復興でいうところの新庁舎、伝承館っていうところがある中でですね、日ごろ、政府要望も含めて、いわゆる国やら、県やら、市長もやられる中で、このやっぱり国県支出金とですね、この基金残高の40億程度というところの、先ほどの話もわかるんですが、国・県からの支出金というか、国・県との今後の予算のかかわりの部分とですね、その基金残高、これが例えばですよ、新庁舎の中で出た、日奈久断層が云々という規模の災害が起きたときに、その40億というものがどの程度こう、これは見込みでいいんですよ。ざっくりしたものでいいんですが、ちょっとその2点を確認させていただいていいですか。

国・県の予算の考え方と、あと、その基金の考え方でいいです。

○財政課長（田中智樹君） 1点目の国県支出金の考え方なんですけれども、今、4ページの表を見ていただくと、平成27年度から示しておりますけれども、年々ですね、国県支出金は非常にふえてきております。これは市長のですね、国・県とのパイプ役という部分での成果がかなり出ている部分だろうというふうに考えております。

今後の推計をつくるに当たってもですね、今のトレンド、流れをですね、引き続いていく、この辺は見えない部分があるんですね、その事業費に対して一定の割合というところで、以降は見込んでいるところですが、おかげをもって非常にこの辺の財源がありますので、限られた一般財源という中では、国県支出金の割合というのは非常に重要になってきているということを感じているところでございます。ちょっと答えになっているかわかりませんが、そうですね。

それと、基金の残高なんですけども、ただいま課長補佐が説明しましたとおり、基金もだんだん減ってきてはいるんですけども、御案内のように、今、大変大型事業が続いております関係もあって、当然その中で基金を取り崩しながらいくというのはもう当然の手法でございます。

ただ、説明にもありましたように、前回、熊本地震のときに約20億取り崩しをやっております。その経験も踏まえて、先ほど委員質問のあった、日奈久断層とか、そのあたりでどのくらいの今後見込みがあるか、まだ全然その見当はつかないところでございますけども、前回の熊本地震の経験からと、昨今の風水害の全国的な状況を見まして、2回分の40億は絶対キープしたいなというところで計画を立てているところでございます。これがあくまでも計画でございますが、これを守るような形での不断の行財政改革の努力をスクラップ・アンド・ビルドでやっていきたいというふうな考えでおります。

○委員（成松由紀夫君） もう非常に悩ましい問題でですね。大型事業が続いているっていうところでもあります。熊本地震時にやっぱり20億なので、まあ、2回あった場合も想定もさ

れてるし、まあ、しっかり……。大変ですね、この計画も大分練り込まれてやっておられますし、国・県ですね、部分の、こう市長がトップセールスされてる部分で、年々ふえていると、これが重要だというふうになってくるんですが。

最後にもういっちょだけですね、これだけの復旧・復興ですよ。この後、例えば、今また重要になってくるのは、し尿の問題であったり、あと武道館等々もこう復興のシンボルというスポーツ団体、競技団体であったり、いろいろありますが、この財政を見ていくと、なかなか二つ返事でいくこともいかんところもあるんじゃないかなというところもあります。

大型事業もですね、これ、議会としてもというところで、監査と決算に伴うところで市議会から出された云々ということもある中でですね、議会としても、やっぱり両輪として動いていかなきゃいかんというところがある中で、やっぱり反対だけですね、新庁舎にしても、伝承館にしても、こう反対だけして好き勝手言うってですよ、まあ、いろいろは言いませんけど、まあ、その起工式やらなんやらで、ちょろちょろいいこと言ってね、そういうことではなくて、やっぱり議会もやっぱり一緒に背負わなきゃいかんと思うとですよ。こういう財源の問題も含めて。

何が必要で何が必要じゃないか、それがビルド・アンド・スクラップの考え方ではあると思いますが、部長、非常に言いにくいとは思いますが、議会にこの財政に対する部分で何か求めるものがずばりあれば。なければ結構ですが、言える範囲で。

○財務部長（佐藤圭太君） 中期財政計画の説明を行いましたけども、財政状況がですね、厳しいという認識はですね、八代市ばかりでなく、どこの市町村も同じだと思います。また、中期財政計画においても、今後の公債費の見通

し、（聴取不能）増加見通しをしております。その中でやっぱりいろんな財政指標を見ながらですね、必要となる大規模な事業、それからですね、インフラ資産の長寿命化の対策など、いろんな財政需要がありますので、できる限り将来世代にですね、負担を残さず、また、先ほどありましたけども、地震等が来ても、不測な事態が生じてですね、サービスの提供ができるようにしていきたいというのがありまして、今後ですね、市民ニーズとかをですね、的確に把握しながら、必要性、緊急性の高い事業については選択と集中によりましてですね、重点化とか図っていききたいと思います。

それからですね、また、行財政改革についても実行していき、健全でですね、持続可能な財政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（成松由紀夫君） 議会に求めるものはなし……。

○財務部長（佐藤圭太君） できる限り議会のほうにも情報提供いたしますので、ぜひともよろしく願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） よろしいでしょうか。

○委員（成松由紀夫君） はい。もう、今、部長が取捨選択も含めて、いろいろとおっしゃられた部分もしっかり、議会は両輪のごとく、荷をからいながら頑張ってまいりたいと、私は思うところであります。

以上です。

○委員（太田広則君） まず、この予算編成方針の市長の職員各位に対するですね、すばらしいところの、全職員の弾力的な発想によりというですね、下から5行目からの3行目、一層の創意工夫を凝らしていくと、事業の改善、見直し。これは、まさに民間と全く同じような。民間は、これがもう当たり前なんです、もう皆

さんがですね、本当に、この市長がですね、こういう考え方でいこうということに本当共感しておりますので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

そうした中で、私が2点だけ、今回のこの丁寧な説明を受けた中でインプットしていきたいのが2点ありますので、ちょっと教えてください。

聞き損じてたら申しわけないんですが、こっちの中期財政計画のですね、6ページの災害復旧事業費。この総括表は全部ピークを令和3年度ですね。令和4年度から数字がほとんど——令和7年というのも先ほどありましたけど、ちょっと確認です。済いません。

投資的経費のですね、災害復旧事業費が今年度が30億3200万ですかね。それで、ピークの令和3年度が73億2100万になってますね。この2年間でふえてるんですが、この辺を何がふえるとかというのを、端的に何かちょっと私にインプットしていただければなというのが1点。

それから2点目が、これはもう私たち議員の立場からなんですが、もう一つですね、予算編成の最後の当初予算作成スケジュールというのがありまして、執行部の皆さんが予算要求入力開始から予算書完成までの年間のスケジュールがあるんですが、よく一般質問をしてるときにですね、私どもが提案するときに予算が要る話になります。そうしたときに、もう予算編成終わってますということが多々あるんですね。そうしたときに、我々議員が最終的には市長査定までにすればいいとは思いますが、一番いい、皆さんに予算要望するタイミングというのは一番いいタイミングはいつなんだろうかなと。これ見れば、1月から2月下旬の市長査定前にすればいいとは思いますが、現場の人たちにはもう予算編成終わってますってから、私らの要望が通らないときがあるんですね。とい

うことは、逆に言うと、１０月２１日までにお願いますっていうのかということなんです。その辺をちょっと教えて。この２点、済ません、インプットしたいんですが。

○財政課長（田中智樹君） まず１点目の部分ですけども、この令和１、２、３の投資的経費の災害復旧事業の上での、これは庁舎建設に係る分でございます。

○委員（太田広則君） 庁舎建設がやっぱりここにも絡んできてると捉えていいんですね。

○財政課長（田中智樹君） 庁舎建設の大半の分は、一応災害復旧事業債を計画しておりますので、そちらの借り入れで……。

○委員（太田広則君） ここで認識しといていいわけですね。

○財政課長（田中智樹君） はい。ということで計画しております。

○委員（太田広則君） はい、よくわかりました。

○財政課長（田中智樹君） ２点目の予算要求の部分なんですけども、事務方とすれば、このおっしゃられた１０月２１日というのが一番ベストなんですけども、なかなかですね、そういうわけにもいかないところがありますんで。

実は、現在、今ずっとこの１２月の議会中も予算査定等を順次行っておりますけども、できますれば、このヒアリングを予定しておりますこの１２月の１６、２０、このあたりにはもうほぼほぼ確定というか、各部の要求事項がもうヒアリングで尋ねますので、１１月いっぱいぐらいの部分で何とかお願いができればというふうに思っております。

○委員（太田広則君） 基本的には現場の人たちは、１０月２１日前からもう検討し出すわけですね。

○財政課長（田中智樹君） はい。

○委員（太田広則君） ということは、９月議会が終わったところにはもう予算の編成を考慮し

ていくというふうに捉えていいわけですね。

○財政課長（田中智樹君） はい。先ほどの財務部長からの文書の発出が１０月２１日ということで、９月議会終了後からはもう私たちのほうは新年度予算の編成に入りますので、そのぐらいのスケジュールだったら助かるなということでございます。

○委員（太田広則君） はい、よくわかりました。ありがとうございました。

○委員（中村和美君） じゃ、関連。校区要望が大体上がってくると思うとばってん、それはこれに合わせて校区要望はしてあるのかな。

いろいろと生活道路とかなんとかというのが多分各校区から上がってくると思うけど、そういう関係なかったかな。

○財政課長（田中智樹君） たしか校区要望のほうもですね、踏まえたところでの予算要求を出してくださいということで発出しておりますので、当然その担当の事業課さんとかは校区要望を踏まえたところに入っていることと、私たちは認識しております。

○委員（中村和美君） はい、いいです。よろしく。

○委員（堀 徹男君） ２つ聞かせていただいていいですか。財政計画の５ページのですね、市債の発行の見込みの中で、臨時財政対策債は今年度の見込みを固定ということで前提条件にされているんですけど、これを見込みにするという、されるところの材料は何を材料にされて、この見込み額を固定にされましたか。

○財政課長補佐（吉永千寿君） 臨時財政対策債の御質問ですけども、確かに今、令和元年度と同額をしているというふうに説明をいたしました。これは、当然国のですね、地方財政収支の情報が、事前から仮試算とかも出てきますし、そのときは総務省の気持ちはふやしたいというような記述も出てくることもあります、一方では臨財債というのはやっぱり借金という

位置づけもありますので、それを今後国も半々出す中で抑制していきたいというような表現が出てくる場合もあります。

今のところ、ふえるのか減るのかというのがわからない部分でありますので、そういうところからですね、令和元年度のベースというのをとりあえず横ばいに見込んでいる形でございます。

○委員（堀 徹男君） もう一件いいですか。あと、予算編成方針の部分の８ページの部分かな。会計年度任用職員の任用ということで、事務事業の委託もあわせて検討するということで記述してあるんですけど、例えば、事業課に対してですね、ヒアリングされて、どういった事業ならば、もうその事務事業は委託、アウトソーシングしてもいいよというような、捕まえられている部分というのはありますか。

○財政課長（田中智樹君） これは現在、各課かいとのヒアリング、査定中でございますけども、まだアウトソーシングの具体的な部分まではまだ聞き及んでないところでございます。

○委員（堀 徹男君） わかりました。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で令和２年度予算編成方針と中期財政計画についてを終了します。

小会します。

（午前１１時５５分 小会）

（午前１１時５９分 本会）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

それでは、本委員会の管外行政視察についてお諮りいたします。

本委員会は、令和２年２月４日から６日までの３日間、東京都国分寺市、千葉県船橋市、千葉県習志野市へ行財政の運営に関する諸問題の調査のため、管外行政視察を行うことにいたし

たいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 異議なしと認め、そのように決しました。

そのほか、当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、所管事務調査２件についての調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件について、お諮りいたします。

当委員会の所管事務調査２件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

最後に、本委員会の派遣承認要求の件についてお諮りいたします。

当委員会は、令和２年２月４日から６日までの３日間、東京都国分寺市、千葉県船橋市、千葉県習志野市へ行財政の運営に関する諸問題の調査のため、管外行政視察を行うこととし、議長宛て、派遣承認要求の手続をとらせていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。これをもって、総務委員会を散会いたします。

（午後０時０１分 閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

令和元年１２月１８日

総務委員会
委員長